

衆議院第一回國会地方行政委員會議錄

地方行政委員會議錄第二十九界

八五六

昭和二十四年五月二十二日(日曜日)

出席委員

委員長 中島守和君
理事 大泉 寛三君 理事

理事大泉 寛三君 球磨川西 清春
理事川本 未治君 理事福田 篤泰君
理事立花 敏男君 理事園司 安正君

河原伊三郎君 生田 和平君 大内 一郎君
清永 兼平君

河原伊三郎君 滝平君
野村專太郎君 龍野喜一郎君

足鹿 覚君 門司 亮君
千葉 三郎君 谷口善太郎君

井出一太郎君
出席國務大臣

國務大臣 木村小左衛門君
委員外の出席者

委員外。出版者
専門員 有松 昇君
専門員 長崎 勝男君

本日の会議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七九号)

第一回

新放に關する論題、岡田春夫
君紹介(第六七二号)

二 奈良の彫刻に対する生産課 税免除の請願（前田正男君紹）

介)(第一四六〇号)

する請願（青柳一郎君紹介）

四 炭鉱労務者住宅に対する不

動産取得税免除の請願（神田博君紹介（第一六五八号）

第一類第三號 地方行政委員會議錄 第二十九號 昭

第二十九号 昭和二十四年五月二十二日

し、日本社会党を代表いたしまして反対せんとするものであります。まず最初に原案全体に對する総括的な反対の理由について申し述べたいと存じます。

第一に、地方財政に對する根本的解決策をたな上げにいたしまして、即付税その他の減額の穴埋めに地方自治体並びに地方住民に轉嫁しつつある点についてであります。すなわち政府は当然地方配付税法によりまして、地方公共団体に交付すべき配付税千百十六億円を、かつてに五百七十億円に減額したのであります。この差額は実に五百四十九億円の巨額に達するのであります。かりに百歩譲つて、地方財政委員会が当初予定した八百五十五億との差額についてみましても、なお二百七十億余万円になるのであります。これは当然政府がその責任において、かるべき財源を確立すべきであるにもかかわりませず、その努力を怠り、一切をこの姑息な地方税法の一部改正を通じて、その責任を地方公共団体に轉嫁し、地方財政の窮乏を見殺しにせんとするがごとき、きわめて冷酷な態度といわなければならぬのであります。

また政府は公共事業費の削減により、また國庫支出金の減少並びに地方起債に対して、極度の制限をしたのであります。逆に國家予算におきましては千二百億に及ぶ價格調整費を増額いたしました。これらを見まするときには、地方予算に對するところの犠牲の強要は、はたしてたれのために行われてお

るかということが明らかであります。

強要によつて生じた穴埋めを地方住民
に對して強要し、地方公共団体の上に
肩がわりとして、まつたく限度に達し
ておる地方税を、二倍以上に増徴せん
として本案を提出しておるのであります

次に第二点として申し上げたい点は、あしかり二本業が通過、実施二本

とを避け、部分的一時を糊塗するきわめて拙劣姑息なる案でありまして、絶対に私どもの承服しがたいところであ

党は反対の意思を明らかにしておく次第であります。

れをあえてやつていらつしやるところ
こ、岩田内閣の人民を收奪し、わざか

れをあえてやつていらつしやるところに、吉田内閣の人民を收奪し、わざかの資本家に奉仕するといふ、反人民的

中島委員長 谷口君

○中興殿貞良 谷口君

の資本家に奉仕するという、反人民的

○谷口委員　日本共産党も原案並びに修正案に反対するものであります。根本的な点につきましては、今社会党の足鹿委員も指摘されたところであります。

な性格があるものだと私どもは断ぜざるを得ないのでございます。今度の地方税法の一部改正で増徴になります住民税、地租、家屋税及び税率では、か

す。すなわち住民税についても六割、地租家屋税二・七倍、地方税一・三倍等の引上げは、苛酷といいうよりも、むしろ實情に反した非常識ぎわまる施策であると断せざるを得ないのであります。これを國稅の面においてあわせ考

ところであります。すなはち地方住民に対する税金の額は、昭

で、積金は風生館に継続の行く継続を、ということで、一般によくその趣

自分の方へとり込んで、その穴埋めに地方税の上で増税をやろう、こういふことを

従事者の通り在貝積は一種の人頭的性質を持つものであります。

三百五十六億円余でありまして、約六割の國稅の増加になつております。國稅、地方稅を合すれば、實に厖大な増徵になつておるのであります。そこでこのような大増稅は、とうてい今まで

係の強制寄付金の著しく激増する」と

あるいは國稅犯則取締法の適用等は、

のときにも論せられましたが、今度

その三分の一までは人頭割、もしくは

てしては、予算額の確保が困難であるとの見通しの上に立つて、権力的徵税を進めるために、滞納処分、罰則の強化等の今次改正案となつて現われたものであらうと存するのであります。むしろ政府は今日こそ地方財政に対する

加え、地方住民の生活を重圧すること

多々あるのであります、他の事項に

しくは國民からの税金の増徴、という

建的な、頭数にかけるという税金が大

財政的に裏づけるに足る財源を地方に分与し、もつて地方公共団体の健全な発達を企図すべきであるにもかかわりませず、一方において地方自治庁を設置し、内務省の復活をはからんとし、依然として地方を中央に隸属せしめんとするがことき意図が、本年度総予算並びに本改正案を通じて明瞭であります。われくは地方自治擁護の立場から、断固本案に反対するものでありま

案は、地方財政確立の根本に觸れるこ

除く他の原案に対しまして、日本社会

やらないで済むわけあります。

わつてその負担をなす者は、國民の多

数を占めるいわゆる勤労階級でありまして、その上に立ち、そういういろいろな形で轉取しておる純占的な資本家はもぢらんのこと、その他の有産者あるいは所得の多い者、財産の多い者、こういう者には、まったく課税がされないという結果になることを私どもは指摘したいのであります。この委員会において明らかにされましたところによりますと、家屋税の値上げによつて、そのしわ寄せとして、いわゆる家賃その他が上げられるのであります。これは家を持つておる人にかかる税金でありますか、その税金がただちに家賃の値上げによつて借家人に轉嫁される。このことを前提としてこの家屋税の値上げがなされておることが明らかになつたのであります。このことは申すまでもなく借家をしておる借家人にすべてのものがかかるつて来て、家を持つておる家主にはかからないということを意味するものであります。また地租も同様でありまして、地租の値上げによつて損をいたす者は地主ではなくて、この土地を借りて耕作をしておりますところの小作人に、小作料の値上げとなつて轉嫁される。このことでもこの委員会において明らかにされたところであります。小作料の値上げ、このことは非常に大きな問題であります。日本には終戦後昭和二十年の十二月八日、かの農民解放に関する連合軍から指令によりまして、農地改革、土地革命が現在進行中であります。この農業革命、土地解放、こういう問題は、根本的な改革であつたわけであります。とりも直さず日本の民主化を阻んでいた最も本質的なものとしての日本の土地所有関係、農業状態、これに対する改革が現れています。この農業革命、土地解放、これらに対する改革は、

て、当然この改正案におきましては、大幅に入場税の税率を引下げるべきは、ずであつたのであります。全部の委員もは絶対多数を占めている民主自由党うでの大きな勇氣を喚起したいと思の諸君が賛成しながら、しかもこれをなしえない、この状態につきまして、私どもは関係当局の絶対命令でなく、議員諸君を拘束するものでない。こういうことは報告されております。私どももそり思ひのでありますて、國の法律をきめ、あるいは國の予算を決定するのは、國会の権限でございます。従つてわれら全体は入場税が不當に高い、あるいはまた日本の文化を擁護し、文化國ために家として民主的なりつばな國をつくるは、映画、演劇等の入場税をここに引下げるべきであるという意見に一致するならば、何ものにも恐れずにこれを國会の意思として決議すべきだと思ひのであります。それにもかかわらず、みんながそれを必要だと知りながら國会の自主性の前に遲疑逡巡して、みずから國会の權威を失墜するような態度に出ることに、断固としこどもは反対せざるを得ないのであります。信ずるところ、われらの權限によつては、なし得るのは、断固としないが、べきであります。特に私はこの案が多數を擁する民主自由党の諸君の、こうした点での奮起を私どもは望んでやまない全体であります。特に私はこの案が多數を擁する民主自由党の諸君の、こうした点での奮起を私どもは望んでやまないことに、見ましても、税率を引下げるとしても、入場税の増徴が可能であるような措置をとろうとされた本委員会の

に思ひうるものであります。入場税の引下げを私どもが論じますのは、今日國民大衆に与えておりますところの、文化的、あるいは藝術的な精神生活をよみに減らかにする、こういう面で彼らの負担の軽減をもたらしたい。こういう見解から論じておるのであります。そちらと並んで、入場料の統制を撤廃するといふ形で業者の利益を擁護しようとする、こういう方策をとつていられたかに私は見受けたのであります。業者の利益を保護すること、もとより必要であります。しかしそれより先に國民の文化機關に対する國民大衆の容易な鑑賞という道を開く意味で、入場料の引下げ、あるいは教育を意味するところの文化機関に対する國民大衆の容易な鑑賞といふ道を開く意味で、入場料の引下げを要求しておるのであります。必ずしも資本家階級を利益する、擁護する、そういう見地からではないのであります。しかしも、この全体を見ましてもわかる通り、あるいは家主を、あるいは地主を、あるいは業者を利益させる、ことをいう点から改正がなされておる点になりますが、この全体を見ましても、日本共産党は根本的に反対しまして、日本共産党は非常に苛酷な支配的、彈圧的な措置をとられようとしているのです。この点は政府の原案に対して、關係當

査漏れの所得の捕捉に努めておるわけ
でございますが、最近の集計によりま
すと、調査の結果ふえた税額が六十一
億くらいという実績があがつております
。そういうところから申しまして
も、相当大きな脱税があるということ
は事実でございます。一億以上の差額
を発見した例も決して少くないでござ
いまして……」こういうことを言つ
ております。またその例として、「一例
だけ申し上げますが、東京都中野区中
野税務署で摘発しましたところ、小
久保産業に対する昭和二十三年度所得
の脱税は、実に一億円だつた。こうい
うふうにして脱税が非常に行われてお
り、しかもこの脱税を摘発しております
のは、たとえばこの小久保産業の場合
ですと、中野民主商工会の諸君が、
この小久保産業の脱税を摘発すべく大
きな民衆運動を起した。その結果とし
て、税務署がこれをわざかに捕捉し得
た、こういう例になつてゐるのであり
ます。こういう例は私の手元にたくさん
ございますが、特に本國会で政府當
横からの御発表の例だけを申し上げた
わけであります。こういう一例から見
ましても、脱税がたくさんある。所得
税の脱税があれば、当然地方税として
の事業税が脱税されておるわけであり
まして、こういうものを摘発すること
によつて、こんなけちくさい地租や、あ
るいは家屋税を増徴するという大衆課
税の方策をとらなくても、當然増徴す
ることはできるわけであります。この
ためにもたとえば不納煽動あるいは滞
納処分とかいう、人民の弱い部分、あ
るいは民主的な運動を譲圧するとい
う、こういう詰らない反人民的な、反
民主主義的な、譲圧方策をとらないで、

むしろ民主商工会のごとき、公正な納稅と、不当な脫稅を摘發する、自主的な運動を助長する、こういう方途に向うべきだと私どもは考えておるのであります。しかるに本案におきましては、弱い者をいじめて、そして例のトラックを乗りまわして差押え、競賣を法をとろうとしておられることに對しましては私どもは民主主義に逆行する方向として、これと断固として戰いたいと思うのであります。

以上簡單でありますか、要約いたしますと、本改正案は特殊な独占的な資本家を助けるための國の方策の犠牲として、地方へ負担を轉嫁し、その地方負担をさらに最も國民の下層にいる人民大衆に再轉嫁するという、惡質な法律であると断せざるを得ないのであります。まして、國民大衆の生活と、日本の自主的な産業の發展を擁護したい立場に立つ共產党としましては、全面的に本案に反対せざるを得ないのであります。

○中島委員長 井出一太郎君。

○井出委員 新政治協議会も、この原案に対しては反対をいたすものでござります。すでに前討論者によつて幾多の指摘せられておりまするからきわめて簡単に申し上げますが、政府は中央、地方を通じての均衡予算といふふうなことをしきりに強調いたしておるのであります。が、この地方稅の値上がりも首尾一貫しないものである。このように思うものであります。ことに地方配付稅の問題で、ことさらには法律で定められたものを、法の改正まであえて

す。修正案につきましては、もちろんこの程度の修正をもつてしては、不満足ではありますけれども、次善三善の策としまして、修正部分には賛意をいたしまして、他の原案には反対をいたしまして、表しまして、他の原案には反対をいたしました。す次第であります。

○中島委員長 千葉君。

○千葉委員 私は修正案に対しましては、賛成をいたし、また同時にその他の條文につきましても、不満足ではありませんけれども、賛意を表するものであります。従来政府におきましては、特に大藏官僚におきましては、地方の実情を無視し、地方民の利益をふみにぎりなど、常に先ほどお述べになりなさいましたように、あるいは負担の増徴とうようなことを如實に示しておるございますが、これららの点につきましては、もとより反対であります。したがふうなことを如實に示しておるございませんけれども、一応これらのものをとて地方運営の收入に充てるといふことの方方が、かえつて地方自治團体の運営を円満ならしむるやうでないかと、うふうにも考えられるのであります。そこで私はまことに不満足ではありますけれども、これに賛成いたしまさるが、ただ希望いたしまして、政黨は今回來朝されたシヤウブ使節の財政計画を検討するにあたりまして、特三つの点に対しまして、十分努力していただきたいのであります。その一つは、地方自治の完成の裏づとなるべき確実なる財源を、必ず責任をもつて確保する、この一事であります。さ

に、地方民の負担を軽減する措置を講じたい。これは財源がないとはせられたい。これは財源がないとはされません。先ほど社会党並びに民主党からもお示しがありましたが、一括調整費の問題にいたしましても十分余裕があります。さらに現実の問題いたしましては、賠償諸費とか、これはほとんど不要になつたのでありますから、これらのものをもつて、地方の負担軽減に充てられることはもうらかであります。これら問題を地元の整減に充てるかどうかということは、いわば政府の政治力であり、また木村國務大臣の今後の努力のいかんがあると思つておるのであります。これら、この点をぜひ次の臨時議会に提出してもらいたいということが第二であります。

